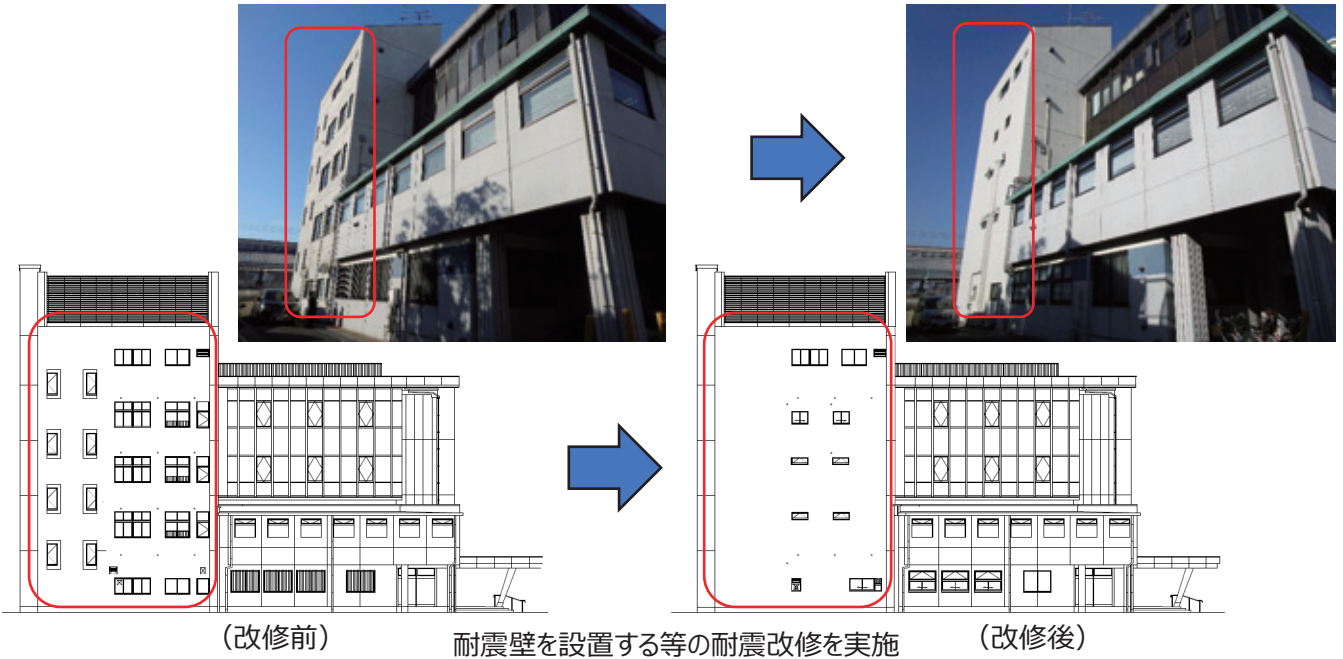


耐震改修で来訪者等の安全を確保 (東京都葛飾区)

事業者：法務省（支出委任：国土交通省関東地方整備局）

I-1 大規模な浸水、土砂災害、地震・津波等による被害の防止・最小化



(改修前)

耐震壁を設置する等の耐震改修を実施

(改修後)



対策名：No.71 法務省の官署施設等の耐震・老朽化等への緊急対策

事業名：東京法務局城北出張所耐震改修工事

- ポイント ● 3か年緊急対策により耐震改修を緊急実施
- 被災による人命へのリスクを軽減

地域の概要・課題

東京法務局城北出張所は昭和53年に竣工した施設であり、多数の来庁者が訪れる施設です。

当該庁舎において実施された耐震診断において「b」評価（地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある）と診断されたことから、大地震等により被害が出た場合、多数の人命に影響を与えるおそれがあるため、耐震改修を早期に実施する必要がありました。

事業の概要

人命等への被害を未然に防止するため、庁舎の耐震改修を3か年緊急対策として緊急的に実施し、令和2年3月に完了しました。

【見込まれる効果】

耐震改修工事を実施したことにより、「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」（国土交通省大臣官房官庁営繕部）において目標とされる耐震安全性を確保することができ、人命の安全確保を図ることができました。

また、他の地域の施設でも同様の水準で耐震改修を行い、来訪者の安全確保を図っています。

【事例：埼玉県秩父市】

さいたま地方法務局秩父支所耐震改修工事

【事例：神奈川県横浜市】

横浜地方法務局戸塚出張所耐震改修工事

I-2 救助・救急、医療活動などの災害対応力の確保

I-3 避難行動に必要な情報等の確保